

第2期度会町子ども・子育て支援事業計画

まちのみんなで見守り育てる 子どもたちが輝くまち わたらい
～「お互いさま」で支え合い、自然とともに育つわたらいっ子～



令和2年3月

度 会 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 社会潮流の整理.....	1
3. 「持続可能な開発目標（SDGs）」と子育てについて	3
4. 計画の位置づけ.....	4
5. 計画の期間	4
6. 計画策定の方法.....	4
7. 計画の対象	4
第2章 度会町を取り巻く現状	5
1. 統計データからみる度会町の現状	5
2. ニーズ調査の結果.....	10
3. 第1期計画の実施状況のとりまとめ	17
第3章 計画の基本的な考え方	18
1. 計画の基本理念.....	18
2. 子育て施策の推進において踏まえるべき視点	19
3. 計画の基本目標.....	20
4. 施策の体系	22
第4章 計画における具体的な方策.....	23
基本目標1 切れ目のない子育て支援体制の充実	23
基本目標2 生きる力を育む教育・保育の環境づくり	26
基本目標3 地域も一緒に子育てを支える仕組みづくり	29
基本目標4 誰ひとり取り残さない支援体制の確立	33
第5章 第2期計画期間における事業量と確保策.....	36
1. 教育・保育の提供区域の設定.....	36
2. 量の見込みの算出方法	36
3. 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保方策.....	37
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	39
第6章 計画の推進に向けて	51
1. 計画の推進体制.....	51
2. 計画の進捗管理.....	51
3. 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえた推進方策.....	52
4. 「新・放課後子ども総合プラン」の推進について	53
資料編	54

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

度会町（以下、本町という）では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成27年3月に「度会町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1期計画という）を策定し、子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、第1期計画が令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第2期度会町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定しました。

2. 社会潮流の整理

○子育て環境の変化

人口減少及び少子高齢化の進行に対応するために、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備の重要性が認識されるようになりました。

また、経済の長期的な低迷傾向や男女共同参画意識の醸成等により、共働き世帯は増加傾向にあります。子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

○支援が必要な子どもへの対応

平成29年に改正社会福祉法が施行され、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められており、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、子ども・子育て世帯の社会的な孤立から派生する子どもに対する虐待やいじめ等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。また、外国につながる子どもの育ちを支え、円滑に教育・保育を利用できるよう配慮することも求められています。

○保護者等の働き方の変化

共働き世帯がさらに増加する中では、働きやすい職場づくりを進めることが安心して妊娠・出産・子育てができる環境につながります。

国の働き方改革実現会議では、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が策定され、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備等を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等はさらに無くなっていくことが望まれます。

○待機児童解消と保育人材の確保

女性の就業率のさらなる上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、国では平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」が発表されました。このプランでは、令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消すること、令和 4 年度までに女性（25～44 歳）の就業率 80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされています。また、保育の受け皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援等、総合的な対策が進められています。

○Society5.0 による新しいライフスタイルの到来

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達と、情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活、経済活動、サービス、社会の仕組みなどが大きく変化しています。近年は、自動車や家電などあらゆるモノがインターネットにつながる IoT や AI（人工知能）などの活用が注目されており、医療や福祉、働き方、行政運営など、さまざまな分野において、今以上に便利で効率的になる、ライフスタイルの新しいステージである“Society5.0”への移行が期待されています。

3. 「持続可能な開発目標 (SDGs)」と子育てについて

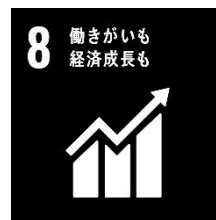
「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、2015 年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けて目指すべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17 の分野別目標が掲げられています。

これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、度会町では、以下の基本目標の実現を子育て分野において目指していきます。

【子育て分野における取り組みと SDGs の対応】



ひとり親家庭をはじめとした、経済的に困窮している世帯への支援の実施



ワーク・ライフ・バランスの向上も視野に入れた、子育てと就労の両立



親子の健康維持のための医療・福祉体制の整備及び公平な利用促進



ユニバーサルデザインの視点に立った、子どもや妊婦にもやさしい住環境



「生きる力」を育むための、地域特性を活かした教育の平等な提供



児童虐待など、子どもがその権利を不当に侵害されることの防止



性別によらない、男女共同の子育ての推進



家庭・地域・保育所・学校・関係機関・行政の連携と協働による子育て施策推進

4. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、国の定める基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定められるものです。

また、本計画は、国や三重県の子育て支援に関連する計画や、本町の最上位計画である「度会町総合計画」をはじめ、子どもとまちづくりに関する上位計画や関連計画との整合・連携を図るものとします。

5. 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間とします。なお、社会・経済情勢の変化や、度会町の子どもと子育てを取り巻く状況、地域の保育ニーズ等の変化に合わせ、必要に応じて見直すこととします。



6. 計画策定の方法

(1) 「度会町子ども・子育て会議」における審議

計画策定にあたっては、「度会町子ども・子育て会議」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) ニーズ調査の実施

就学前児童または小学生のいる世帯の生活状況やニーズ等を把握するために、ニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、ホームページなどにおいて計画案を公表し、住民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

7. 計画の対象

この計画が支える対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、すべての子ども（胎児～18 歳未満）と子育て家庭です。また、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象とします。

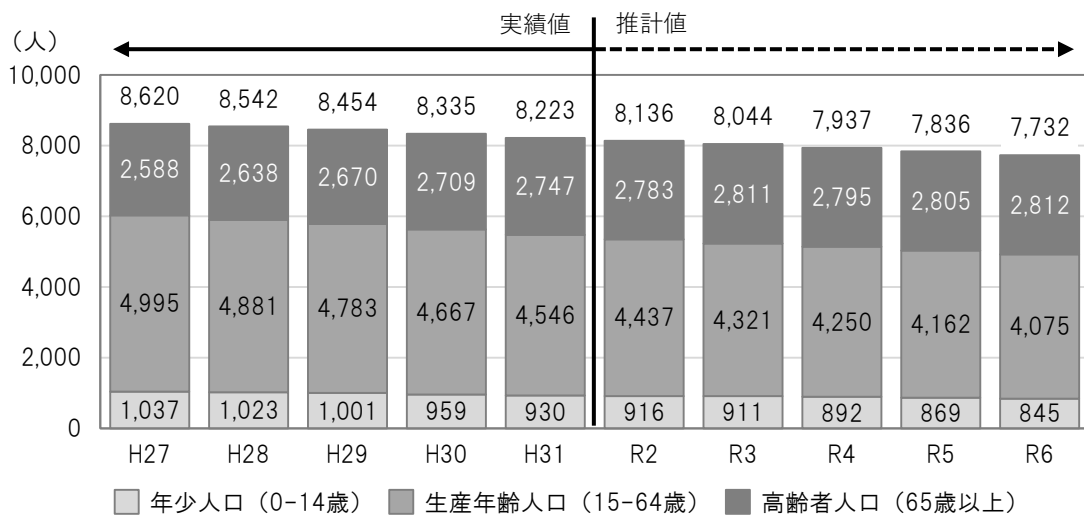
第2章 度会町を取り巻く現状

1. 統計データからみる度会町の現状

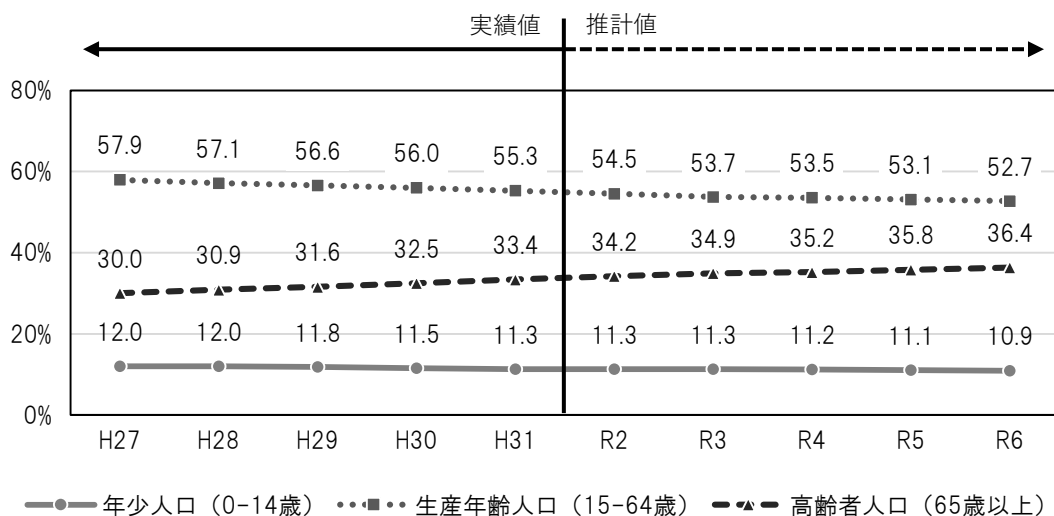
(1) 総人口の推移と推計

本町の総人口は減少傾向で推移しており、本計画最終年である令和6年時点では7,732人となる予想です。また、年齢3区分別人口割合については、年少人口と生産年齢人口が減少傾向で推移していくことが予測される一方で、高齢者人口は増加し続ける予測となっています。

●● 年齢3区分別人口の推移と推計



●● 年齢3区分別人口割合の推移と推計

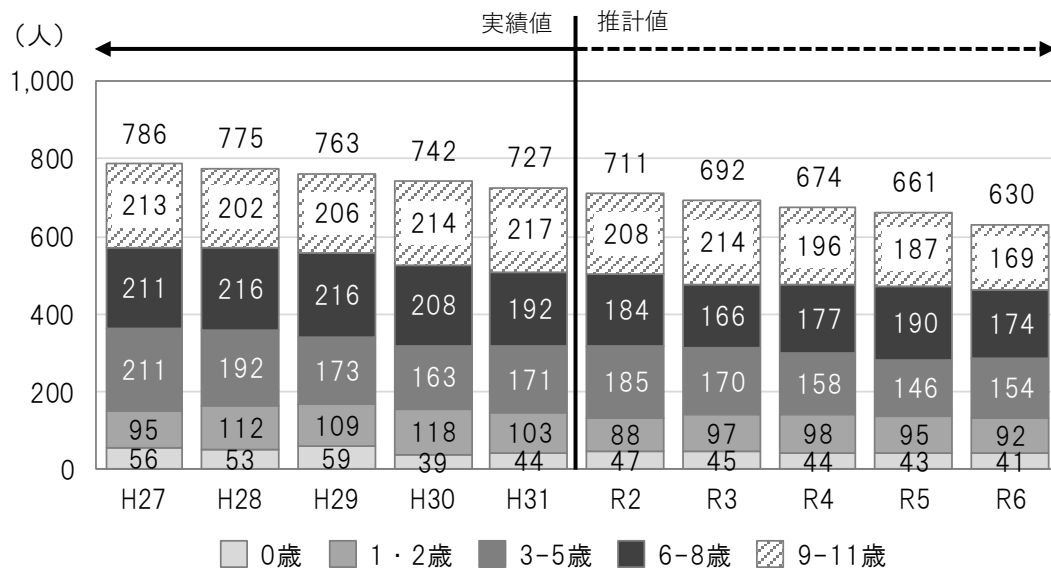


資料：度会町住民基本台帳（各年4月1日時点）

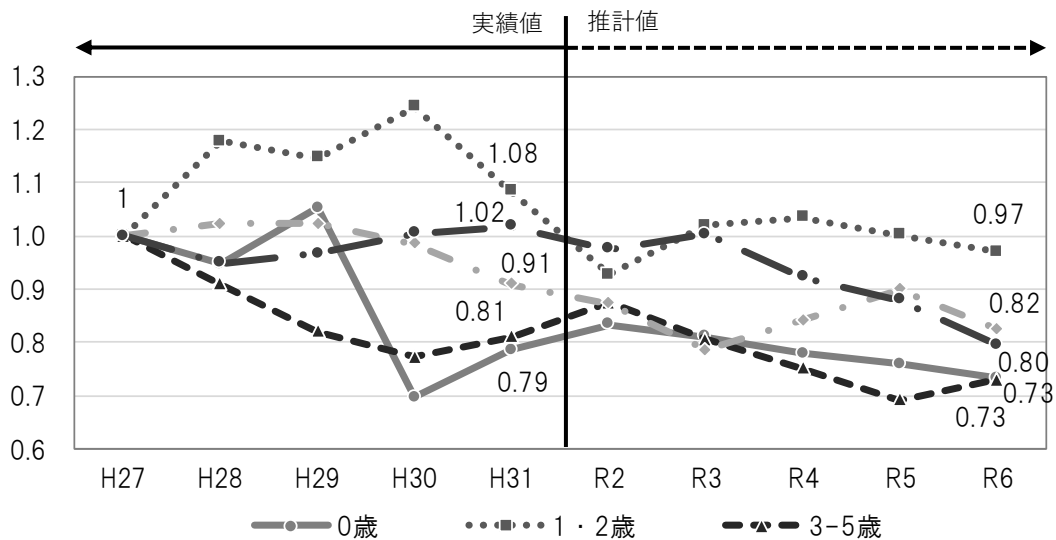
(2) 子ども人口の推移と推計

0～11歳の子ども人口は、継続的な減少傾向が続いています。計画最終年である令和6年時点では子ども人口は630人となる予想で、年齢別でみた場合、すべての年齢層が、平成27年と比べて7割から9割程度まで減少する見込みとなっています。

●子ども人口の推移と推計



●平成27年を1とした子ども人口の増減率

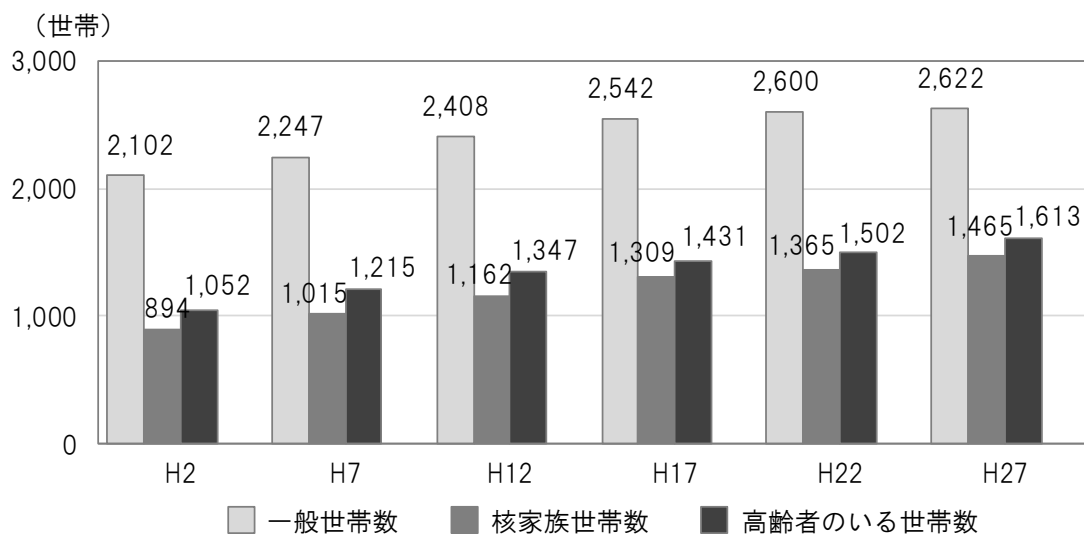


資料：度会町住民基本台帳（各年4月1日時点）

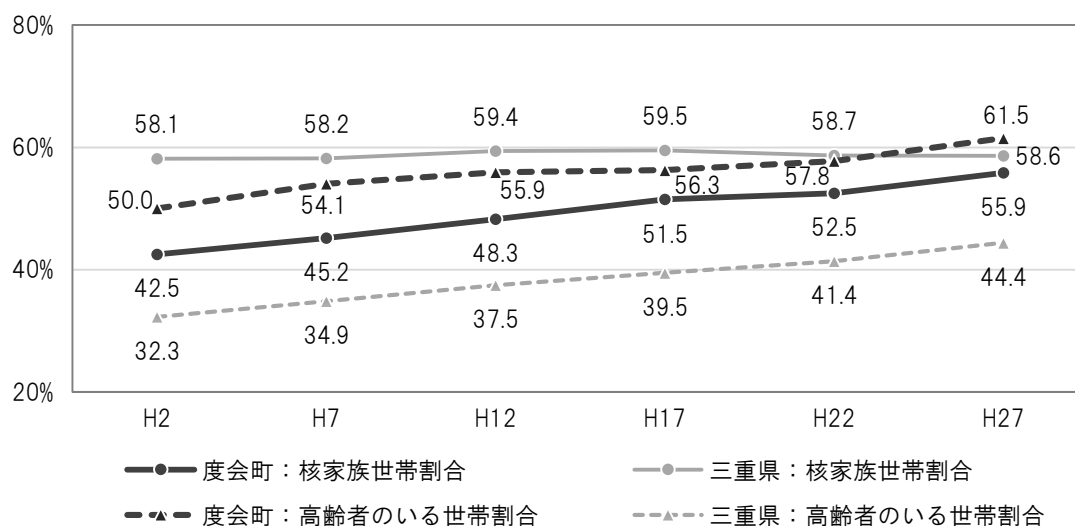
(3) 世帯の状況

核家族世帯数、高齢者のいる世帯数はともに増加傾向にあります。一般世帯数に占める割合を三重県と比較した場合、核家族世帯割合は県より低くなっている一方で、高齢者のいる世帯割合は県を大きく上回っています。

●●一般世帯数、核家族世帯数及び高齢者のいる世帯数の推移



●●核家族世帯割合及び高齢者のいる世帯割合の推移と比較

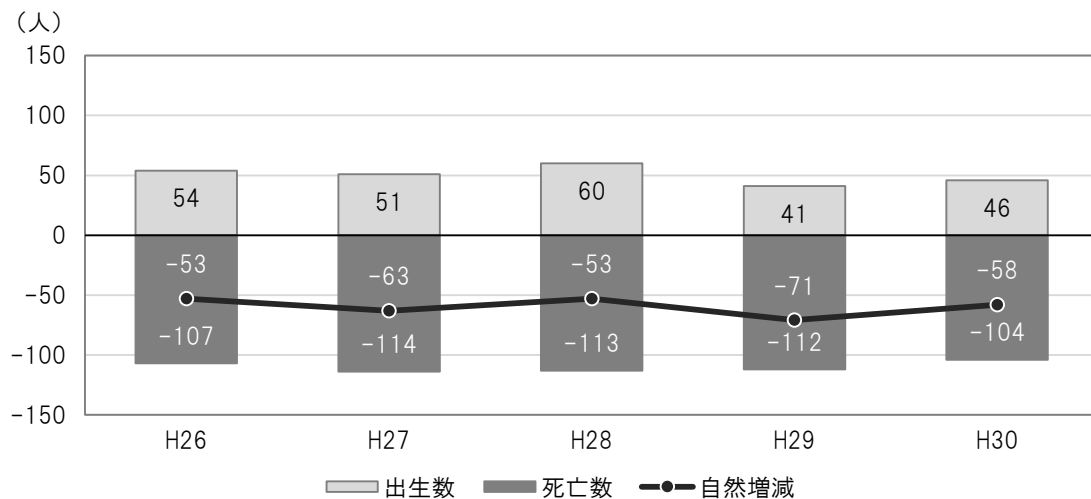


資料：国勢調査

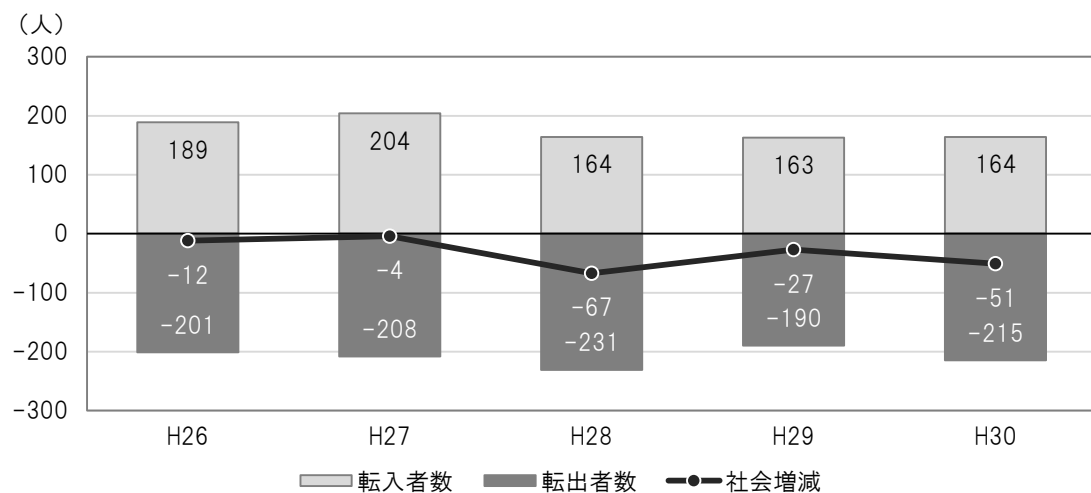
(4) 人口動態の状況

本町の自然動態は、死亡数が出生数を上回っており、自然増減はマイナスで推移しています。また、社会動態については、転出者数が転入者数を上回っており、社会増減もマイナスで推移しています。

●●自然動態（出生と死亡）の推移



●●社会動態（転入と転出）の推移

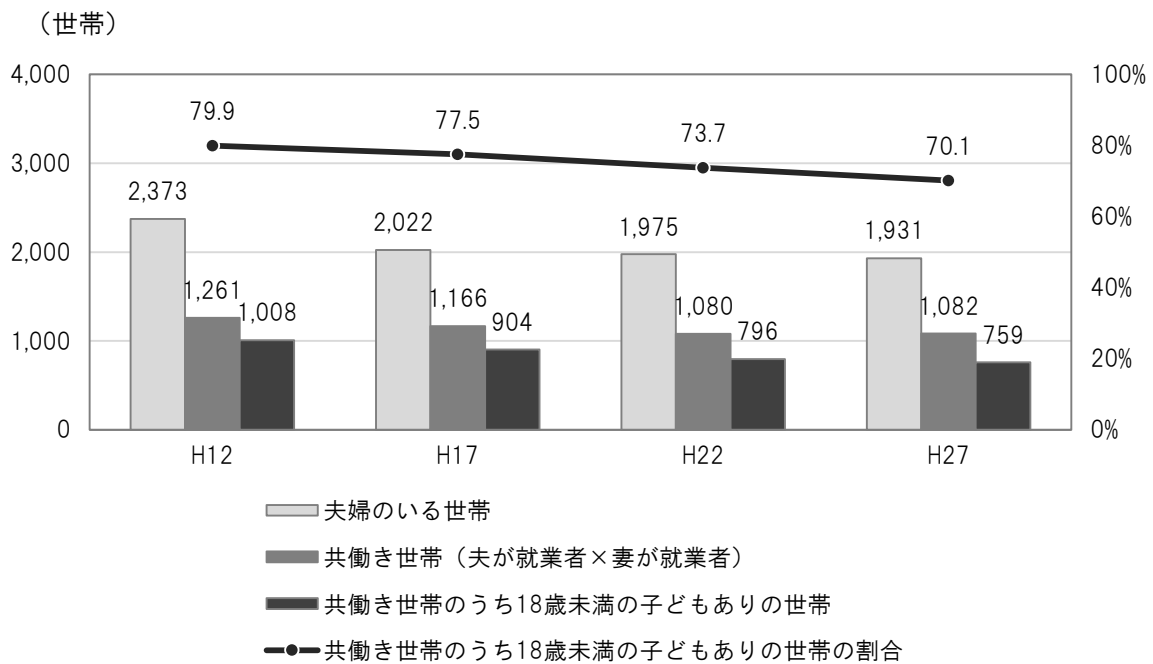


資料：度会町住民生活課

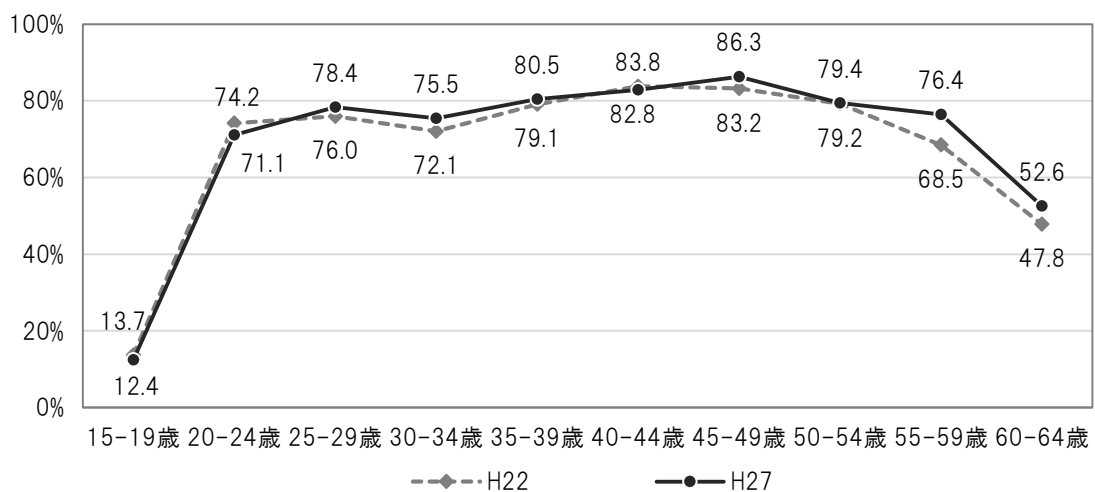
(5) 就業の状況

夫婦のいる世帯のうち、共働き世帯については、近年は横ばいで推移していますが、そのうちの子どものいる世帯は減少傾向にあります。また、本町における女性就業率をみると、30～34歳で就業率が若干低くなっていますが、平成27年時点の就業率はほとんどの年齢層において平成22年時点を上回っています。

● 共働き世帯の推移



● 年齢別女性就業率の経年比較



資料：国勢調査

2. ニーズ調査の結果

(1) 調査の概要

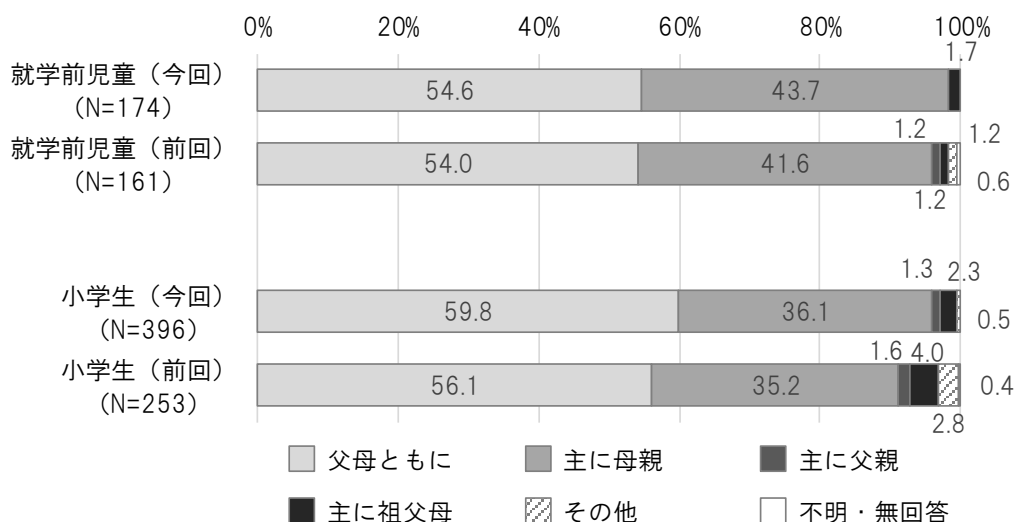
- 調査目的 本計画の見直しにあたって、子育て世帯や子どもの生活実態や子ども・子育て支援事業に関するニーズ等を把握することを目的に実施しました。
- 調査地域 度会町全域
- 調査方法 就学前児童：郵送による配布・回収
小学生：小学校を通じた直接配布・回収
- 調査期間 平成 31 年 3 月 4 日～3 月 22 日

回収結果	就学前児童用調査	小学生用調査
調査対象	町内在住の就学前児童 (0～5歳)の保護者	町内在住の小学生 (1～6年生)の保護者
配布数	359 件	440 件
回収数 (回収率)	174 件 (48.5%)	396 件 (90.0%)

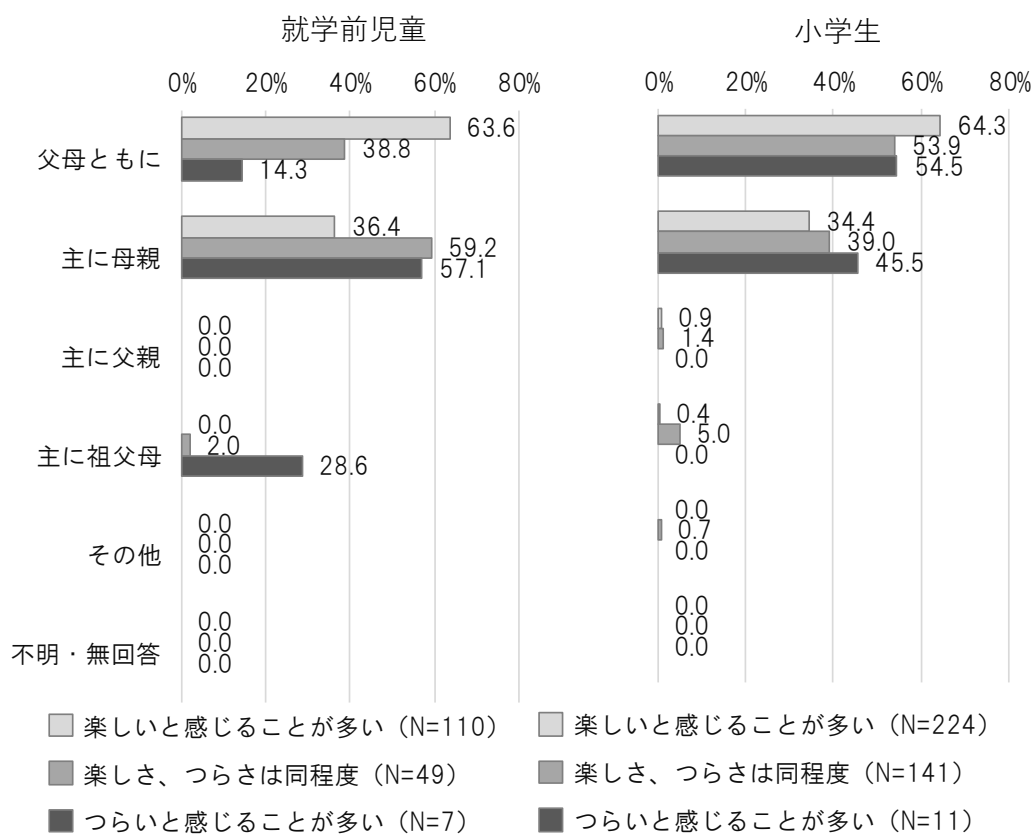
(2) 子育てを主に行っている方

子育てを主に行っている方については、「父母ともに」が最も高くなっていますが、前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。また、「子育てを楽しんでいるか」という視点からみると、『楽しいと感じることが多い』と回答した場合には、「父母ともに」が他の場合と比べて高くなっていることが分かります。

●●子育てを主に行っている方



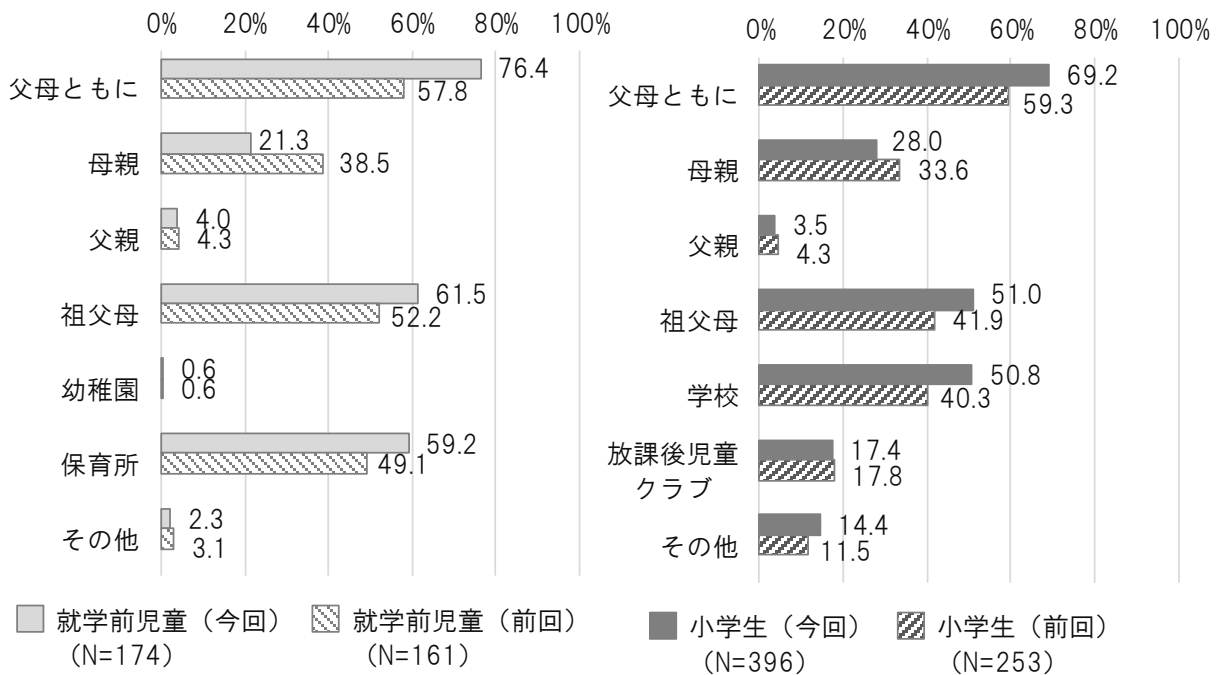
●●子育てを主に行っている方 × 子育てを楽しんでいるか



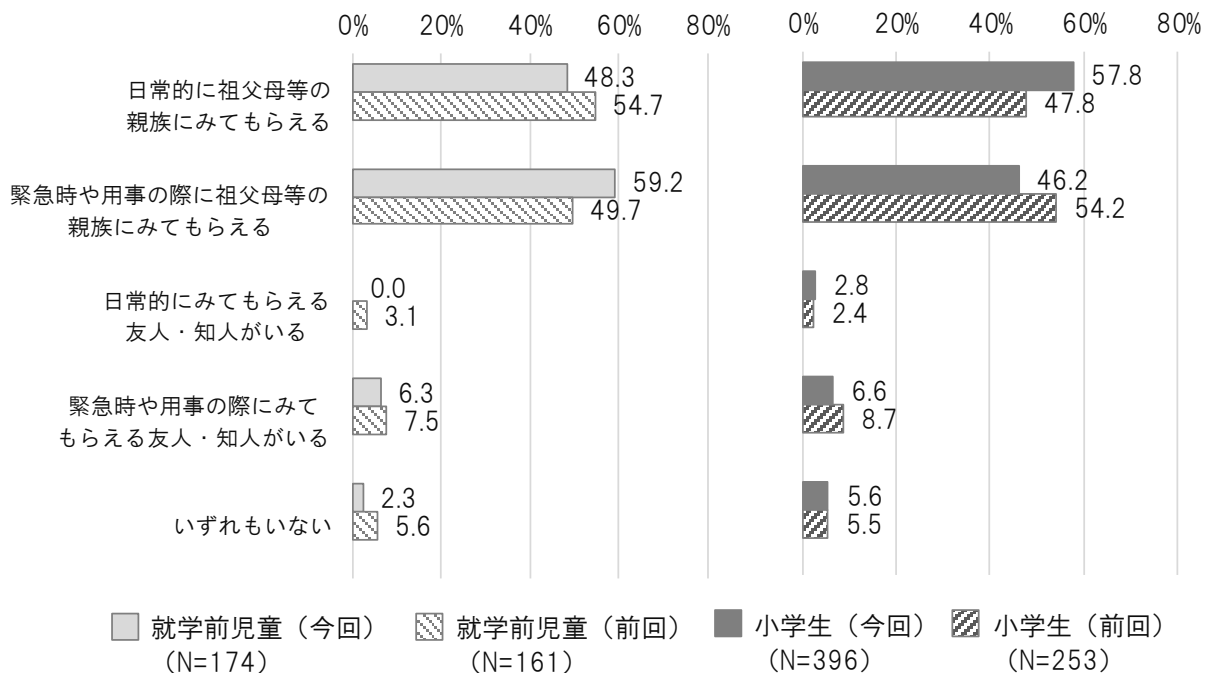
(3) 子育てをサポートしてくれる環境

子育てに日常的に関わっている方や施設については、「父母ともに」や「祖父母」が前回調査よりも高くなっています。また、子どもをみてもらえる親族・知人については、日常的・緊急時ともに「祖父母等の親族」が高くなっており、子育てにおいて、祖父母によるサポートが求められていることが伺えます。

●●子育てに日常的に関わっている方や施設



●●子どもをみてもらえる親族・知人

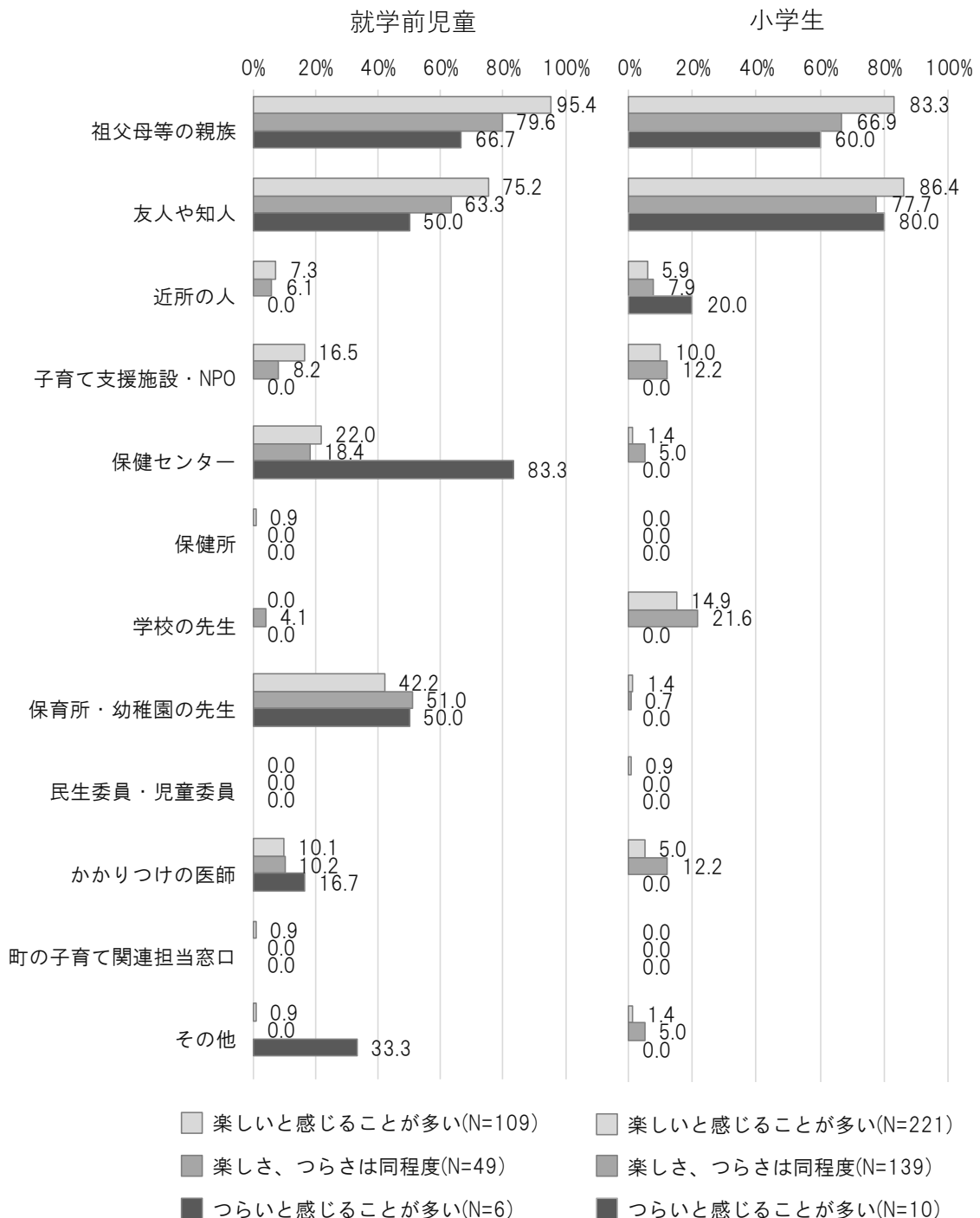


(4) 相談先について

気軽に相談できる先としては、「祖父母等の親族」や「友人や知人」が高くなっています。また、《子育てを楽しんでいるか》という視点からみると、『楽しいと感じることが多い』と回答した場合、「祖父母等の親族」や「友人や知人」が他の場合と比べて高くなっています。

また、『つらいと感じることが多い』場合には、「保健センター」の回答が高くなっており、親しい方への相談が難しい、専門的なケースの相談先として認識されていることが伺えます。

●●気軽に相談できる先 × 子育てを楽しんでいるか

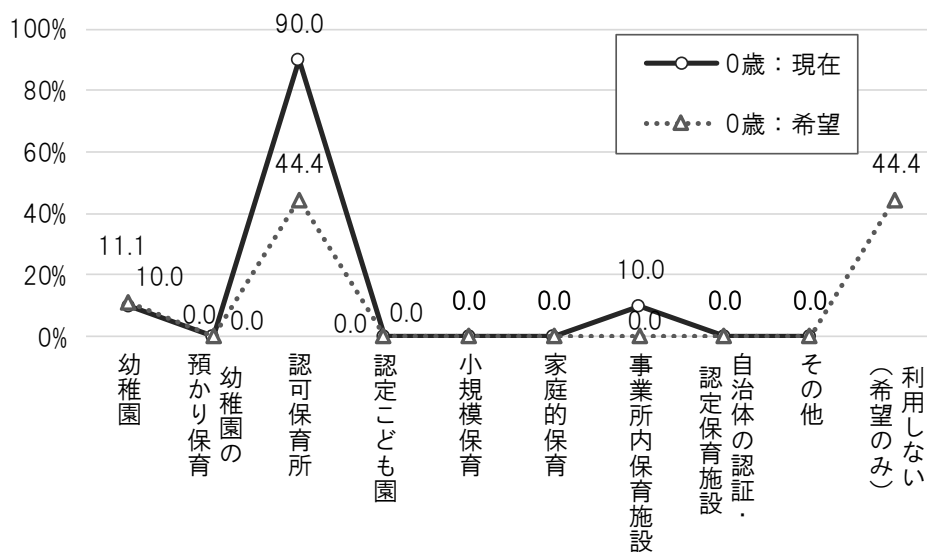


(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

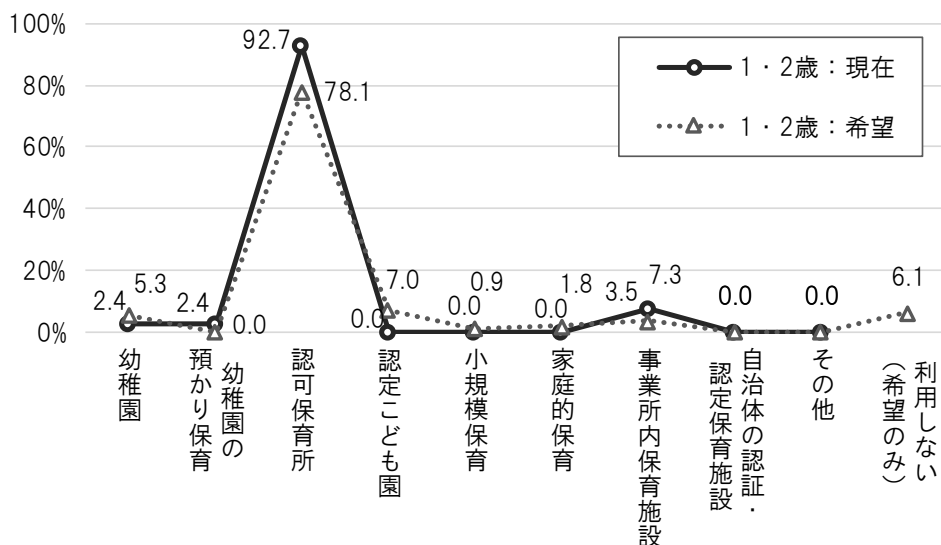
教育・保育事業の現在の利用については、すべての年齢層において「認可保育所」が最も高くなっていますが、利用希望と比較した場合、1・2歳及び3～5歳の場合に「幼稚園」や「認定こども園」が現在の利用より高くなっています。

また、教育・保育について注力すべきことについては、保育所に配置される保育士の量と質の確保を求める声が多くなっています。

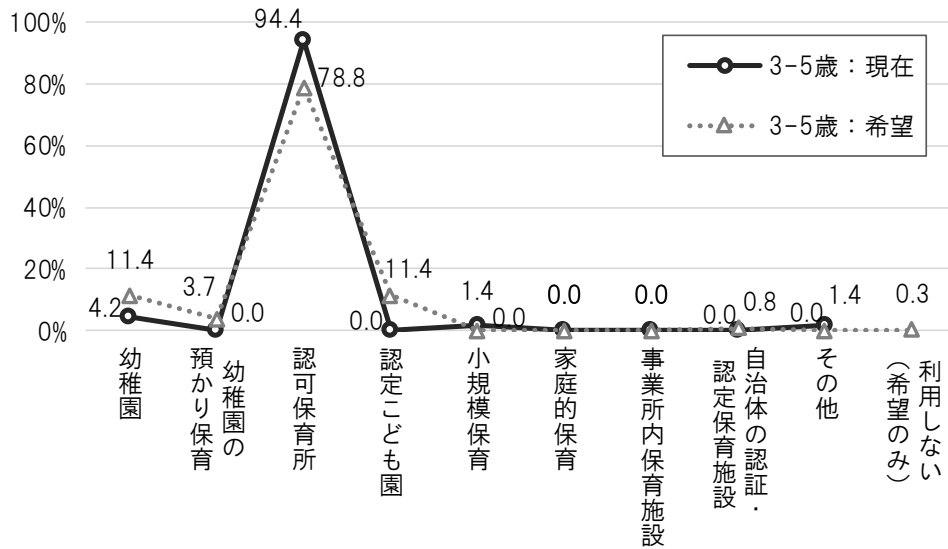
●● 0歳時点での教育・保育事業の現在の利用と利用希望



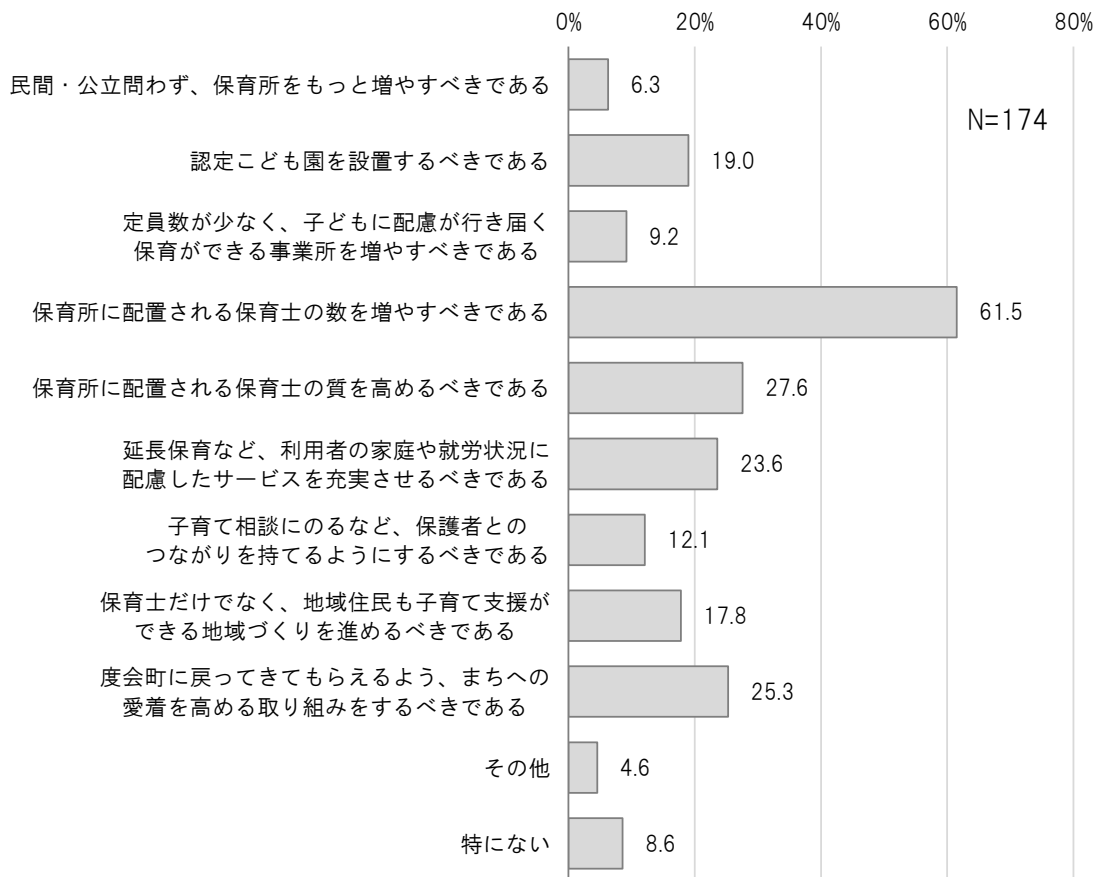
●● 1・2歳時点での教育・保育事業の現在の利用と利用希望



●● 3～5歳時点での教育・保育事業の現在の利用と利用希望



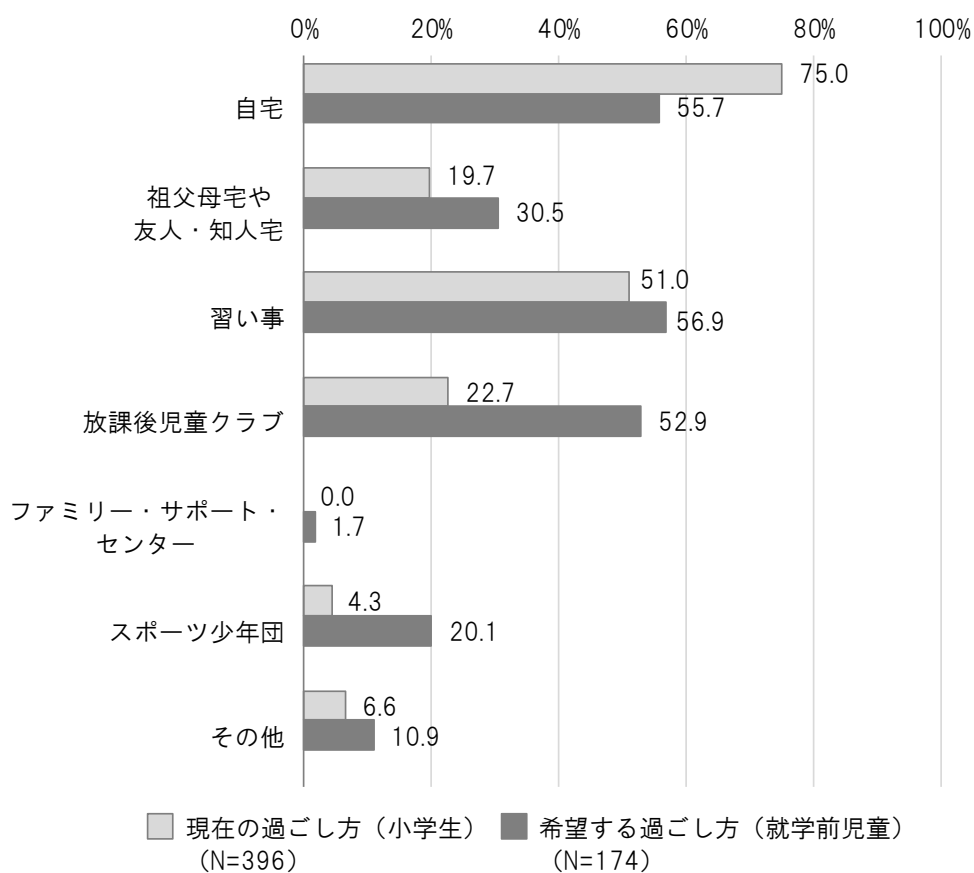
●● 度会町の教育・保育について注力すべきこと



(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校就学後の現在の過ごし方については、「自宅」や「習い事」が高くなっています。一方で、就学前児童の希望する過ごし方については「放課後児童クラブ」や「スポーツ少年団」が小学生の現在の過ごし方よりも高くなっており、実際と希望の間で乖離が生じています。

●●現在の放課後の過ごし方（小学生）と希望する過ごし方（就学前児童）



3. 第1期計画の実施状況のとりまとめ

基本目標1 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

主な現状と成果

- 延長保育については、令和元年時点で町内3園で実施している
- 母子家庭などの住民税非課税世帯に対しては、保育料の免除を行っている。また、一般世帯低所得者に対しても、軽減措置を実施している
- 小規模保育や家庭的保育などの地域型保育給付による保育サービスの提供検討については、希望する事業所がなかったため、実施に至っていない
- 保育士の不足により、一時預かり等のサービスを提供することができなかった

基本目標2 子どもと子育て家庭への支援

主な現状と成果

- 平成31年4月より子育て世代包括支援センター業務を開始しており、切れ目ない支援として、地区別に担当保健師を配置し、妊娠届出時から赤ちゃん訪問、育児等に関する相談等を実施している
- 子ども相談は小学生の子を持つ保護者の相談が年々増えており、育児相談は赤ちゃん訪問や健診時に声掛けを行う事で、低月齢の子を持つ保護者の相談が増えている
- 要保護児童等対策地域協議会については、年1回の代表者会議、年3回の実務者会議、個別ケース検討会議を通して、児童虐待の早期発見と早期対応へ努めた。また、虐待防止月間時には、広報にも通告先等掲載し、住民への周知を図った

基本目標3 地域における子育て支援

主な現状と成果

- 「わたらいキッズ」において、親子で体験できて楽しめるさまざまなジャンルのイベントを実施している
- 発達支援ネットワーク会議では、関係者間で情報共有し、子どもたちが途切れなく支援が継続されるよう連携と体制整備を行っている

基本目標4 子どもが健やかに成長するための教育環境の整備

主な現状と成果

- 学校カウンセラーや教育支援センターの相談員による教育相談を実施している。また、心の相談員を学校に配置し、子どもが毎日相談できる環境を整備した
- 地域への関心や目的意識の醸成を目的として、町内小中学生を対象として、体験教室や職場体験を実施した

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

これまで、本町では第1期計画の基本理念の実現に向け、基本目標を据えるとともに施策の具体的な展開に沿った取り組みを展開してきました。

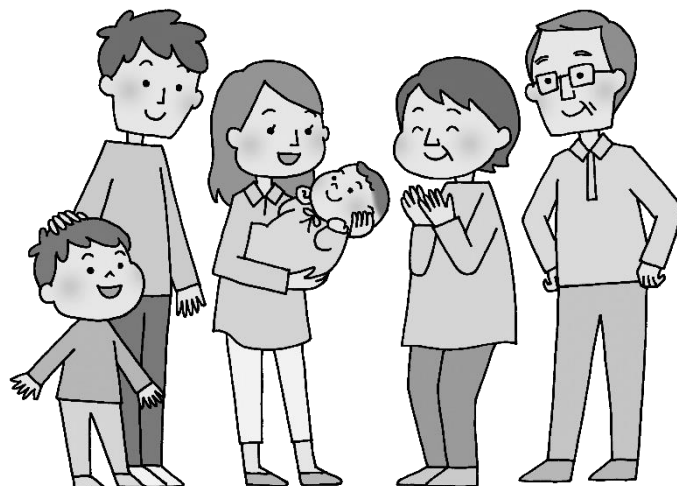
しかしながら、子どもと子育てを取り巻く状況が大きく変化している中、子どもの健やかな成長を社会全体で支えるため、地域住民みんなが、互いに支え合い、助け合い、補い合いながら支援していくことが、今まさに、取り組むべき喫緊の課題となっています。子どもが成長する過程では、親も学び、それを取り巻く社会もかわっていく、ということを踏まえ、質の高い教育・保育や子育て支援サービスの安定的な提供等を充実する必要があります。

本計画では、これまで進めてきた第1期計画の考え方を継承しつつ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、次の基本理念を掲げ、計画の推進を図ります。

まちのみんなで見守り育てる

子どもたちが輝くまち わたらい

～「お互いさま」で支え合い、自然とともに育つわたらいっ子～



2. 子育て施策の推進において踏まえるべき視点

第1期計画より引き続き、以下の4つの視点に基づき、子育て施策の総合的な推進を図っていきます。



視点1 健やかな子どもの成長を第一に考える

- 子どもの人権を尊重します
- 子どもの主体的な学びを支援し見守ります
- まちの宝である子どもたちが健やかに育つ環境づくりに取り組みます



視点2 親が子育てを通じて喜びを感じられる環境を整える

- 子育て家庭のさまざまな負担や不安を軽減し、保護者が子育ての第一義的な責任を果たすとともに、喜びを実感しながら子育てできるよう支援します
- 個々の子どもや子育て家庭に応じたきめ細かい支援に取り組みます



視点3 さまざまな主体が協力し合って子育て支援に取り組む

- 地域にあるさまざまな主体がパートナーシップをもって子育て支援に取り組みます
- 地域の支援を通じて、信頼とぬくもりの関係を築き、子どもにとって安心・安全な環境づくりに取り組みます



視点4 地域資源を活かした地域ぐるみの子育て支援を進める

- わがまち度会が持つ資源を活かし、心の豊かさとたくましさを兼ね備えた子どもたちを育みます
- 誰もが気軽に情報を知ることができ、サービスや施設を利用することができる環境づくりに取り組みます

3. 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、以下の4つの基本目標を掲げ、子育て支援を進めていきます。

基本目標1 切れ目のない子育て支援体制の充実

子育ての悩みは子どもの成長に応じて変化するため、ライフステージに応じた支援体制や、日頃から気軽に相談できる相談先の整備が重要となっています。また、相談することも難しいと感じている方が少なからずいる中で、相談窓口という場だけでなく、日頃の関わりの中で不安や悩みを打ち明けられるような場の提供も求められています。

平成31年4月より開始された子育て世代包括支援センター事業を中核とし、妊娠・出産から子育て期にかけて、子どもとその保護者に寄り添った、切れ目のない支援を提供していきます。

今後の方向性

- 子育て世代包括支援センター事業を中心として、子育てに関するさまざまな不安に対応できる支援体制を構築します。
- 妊娠期からの健診や出産後の母子の健康維持など、継続して親子ともに支援できる体制を充実させます。
- 子どもだけでなく、親にも優しい環境の充実に向けて、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた情報提供や啓発を行います。

基本目標2 生きる力を育む教育・保育の環境づくり

女性の社会進出や働き方改革などを背景として、保育に対するニーズは全国的にも高まりつつあります。また、幼児教育は、一人の生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な要素であり、質の高い教育の機会を保障することが、今後の子育て分野において重要な取り組みとなります。

保育ニーズに対応できるよう体制の充実を図るとともに、関係する人や団体の連携による教育環境の整備やまちの特性を活かした学習機会の提供などを通じて、子どもの生きる力を育むための取り組みを進めていきます。

今後の方向性

- 多様化する保育ニーズに対応できるよう、各種保育サービスについて、質を確保しつつ、適切に提供できる体制を整えます。
- 子どもの「生きる力」を育むために、関係機関や地域とも連携しながら、まちの特性を活かした教育を提供します。
- 次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健康な社会人として成長できるよう、青少年の健全な育成に取り組みます。

基本目標3 地域も一緒に子育てを支える仕組みづくり

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、まわりに頼れる人がおらず、子育てにおいて孤立してしまう方の増加が不安視される中、子どもから高齢者まで、すべての方が地域の中でお互いに支え合う考え方が重要となっています。

保護者同士や多世代間での交流、子育てボランティアによるサポートなどを通じて、地域で暮らす子どもを地域全体で支え合うことのできる仕組みづくりを推進します。

今後の方向性

- 子育てボランティア養成講座の開催などを通じて、地域による自発的な子育て支援活動を促進します。
- 子どもから大人まで、あらゆる世代の方々が交流できる機会の提供を通じて、地域全体での子育て意識の醸成を図ります。
- 地域と行政の連携を通じて防災・防犯体制を強化し、子どもが安心して過ごすことのできる地域づくりに取り組みます。

基本目標4 誰ひとり取り残さない支援体制の確立

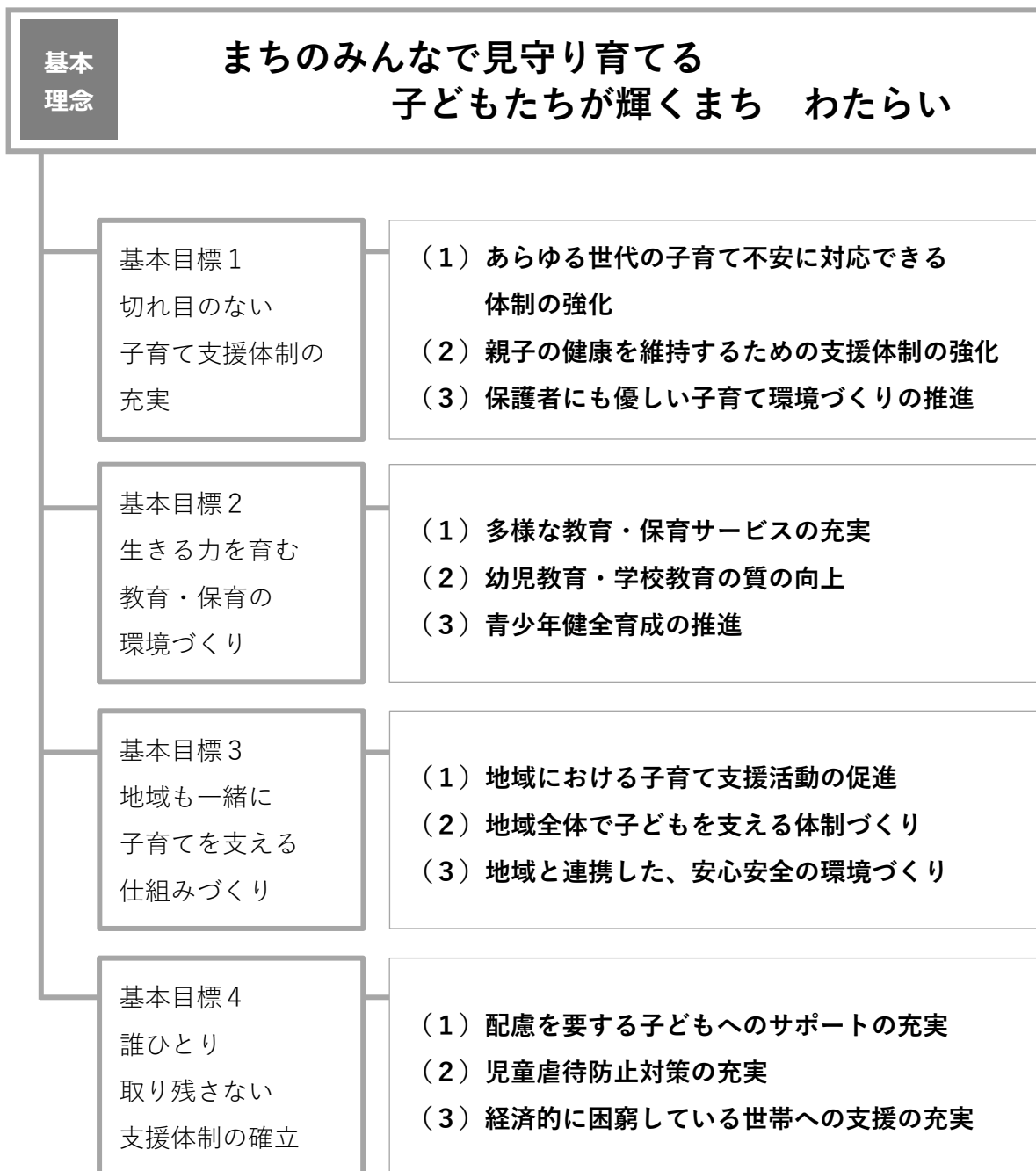
子どもの将来が、その子どもの生まれ育つ家庭の環境や経済状況に左右されることなく、すべての子どもがそれぞれの個性や特性に応じて、平等に教育・保育を受け取ることのできる機会の提供や、生活におけるサポートを推進していくことが求められています。

障がいや虐待等によりケアを必要とする子どもやひとり親家庭など、配慮を必要とする子どもや家庭に対して継続的な支援を行います。

今後の方向性

- 障がいや発達の遅れなど、子どもの特性に応じたサポート体制の充実を推進します。
- 不適切な養育によって子どもの成長が妨げられることのないよう、協議会や地域による見守りを通じた支援体制を充実させます。
- ひとり親家庭など、経済的に不安定な環境におかれた世帯への支援に取り組みます。

4. 施策の体系



第4章 計画における具体的な方策

基本目標1 切れ目のない子育て支援体制の充実

(1) あらゆる世代の子育て不安に対応できる体制の強化

近年は、核家族化の進行や地域の間人関係の希薄化などの影響により、出産後から育児に慣れるまでの間に不安を感じる母親は多く、妊娠出産期における育児不安の解消を図るための支援へのニーズは高まっています。

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うとともに、子育ての不安や負担を軽減するための学習機会の確保や相談体制の充実などに取り組みます。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	子育て世代包括支援センターを中心とした支援体制の充実	妊娠届を予約制にすることで、妊娠届出時から保健師が赤ちゃん訪問、育児等に関する相談等に対応します。また、関係機関と連携して、各種制度の活用や橋渡しをスムーズに行うための母子保健コーディネーターを配置します。	福祉保健課
2	子育てに関する情報提供及び相談の充実	町広報紙やホームページ、子育て情報誌「わたっこ通信」を通じて、子育てに関する情報や各種教室・イベントの開催、家庭教育の重要性を啓発する情報などについて発信します。また、子育て支援に関する相談業務を行います。	福祉保健課 まちづくり 推進課
3	子育てに関する講座や教室、イベントの開催	子育てに役立つ知識の習得や親子の関係づくりの手助け、さまざまな世代との交流などを目的として、子育て支援センター事業での講演会や子育て講座、子育て支援教室の開催に加え、休日を利用したイベントの実施などに取り組みます。	福祉保健課 産業振興課

(2) 親子の健康を維持するための支援体制の強化

少子化や核家族化など家族形態が多様化していることに加え、地域社会でのつながりの希薄化など、妊産婦を取り巻く環境は変化してきています。母子の生命を守り、健康を保持・増進するために、母子保健事業の重要性が高くなっています。

親子の健康を維持し、毎日をいきいきと過ごすことができるよう、周産期におけるサポート体制の確立や食育・健康づくりへの支援、医療体制の充実などに取り組みます。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	出産前・出産後の充実したサポート体制の確立	安心できる妊娠と出産を実現するために、妊婦の健康管理や保健指導、妊婦健康教育を実施するとともに、ハイリスク妊婦等に対しては、医療機関をはじめとした関係機関と連携し対応します。また、出産後も乳幼児健康診査や乳児家庭への訪問を行い、子どもの発育・発達のための寄り添った支援を行います。 《実施事業例：妊婦健診、乳幼児健診など》	福祉保健課
2	健やかな成長のための支援の充実	子どもの健やかな発育・発達に向けて、乳幼児相談や発達相談などを実施するとともに、各種育児教室において健康に関連する情報提供を行います。また、乳幼児から児童・生徒の口腔の健康づくりを目的として、歯科検診やフッ素塗布、フッ化物洗口を実施するとともに、関係者が連携した歯科保健教育を開催します。 《実施事業例：乳幼児相談など》	福祉保健課
3	食育の推進・地産地消の活用	健全な食生活を営む能力を身につけられるよう、各種食育教室を開催します。また、食育ネットワーク会議を開催し、役場や保育所、栄養教諭の連携を通じて食育の強化を図ります。加えて、三重県や度会町内における農林水産物を学校給食や保育所給食の献立として活用することで、地産地消と食育を一体的に進めていきます。	住民生活課 福祉保健課 教育委員会 産業振興課
4	医療的なサポートを通じた健康の確立	小児救急医療体制の整備と周知に取り組むとともに、特定不妊治療を受ける際の一部費用を負担します。また、思春期の保健対策として、外部講師を招いた性教育や生徒との個別懇談を実施します。	福祉保健課 教育委員会

(3) 保護者にも優しい子育て環境づくりの推進

家庭生活において、男女がともに育児や家事などの責任を果たすことは、子どもの健やかな成長を支え、保護者が子育てをしていく中での孤立感や負担感を解消する上で重要です。

男女がともに家庭での責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発を行うとともに、男性の子育てを促すための取り組みを推進します。

また、女性が結婚や出産、育児を理由に離職することなく、継続して就労することができるよう、企業側のワーク・ライフ・バランスへの積極的な取り組みや職場意識の改革などへの働きかけを行うとともに、働く女性を応援します。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の情報の提供及び相談	ワーク・ライフ・バランスに関する事業、施設などの情報提供及び相談業務を行います。	総務課
2	産前産後休業、育児休業制度等の普及啓発	産前産後休業、育児休業等の取得促進に向けて、労働局と連携しながら労働者や企業に普及啓発を行うとともに、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。	総務課
3	多様な働き方の実現	子どもを持つ親が、子育てに配慮して多様な働き方を選択できるよう、企業や社会に対して、在宅勤務やフレックスタイム、時間短縮等の制度の導入を啓発します。	総務課



基本目標2 生きる力を育む教育・保育の環境づくり

(1) 多様な教育・保育サービスの充実

低年齢児保育などの保育サービスの利用ニーズは高まっており、延長保育、一時保育、病児・病後児保育などの利用ニーズも高まっています。

本計画の事業目標に基づき、将来の保育ニーズを踏まえ、施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業により、多様な教育・保育サービスを提供するとともに質の確保・向上を目指します。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	質の高い保育サービスの提供に向けた体制の充実	認可保育所で保育を実施するほか、地域の実情に応じて地域型保育給付による保育サービスの提供を検討していきます。また、研修の参加を通じた保育士の資質向上や、保護者のライフスタイルに応じた保育の実施など、度会町で暮らす子どもに質の高い保育を提供するための取り組みを進めていきます。	住民生活課
2	一時預かり保育事業	保護者のリフレッシュや冠婚葬祭、就労等の理由で一時的に児童を預かるサービスを実施します。令和元年度時点では、町内に受け入れ体制は整備されていませんが、計画期間中の整備を目指し、検討を進めていきます。	住民生活課
3	子育て短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が疾病、疲労その他の身体上や精神上的の理由、出産・冠婚葬祭などの理由により、家庭で子どもを養育することができない場合の緊急措置として、一時的に子どもを児童養護施設にて預かる事業を実施します(原則一週間以内)。	住民生活課
4	放課後における子どもの居場所づくりの推進	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生児童を対象として、放課後の居場所の提供や学習支援を実施し、児童の健全な育成を図ります。また、放課後子供教室との一体的な提供を目指して、地域におけるニーズの把握や提供方法の検討を進めていきます。	住民生活課
5	利用者支援事業	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	福祉保健課

(2) 幼児教育・学校教育の質の向上

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。就学前教育においては、人間関係の基礎を学び、思いやりのある豊かな心を持った子どもの健やかな成長を促すため、親子がふれあう機会の充実を図るとともに、幼児の望ましい発達環境に向けた取り組みを充実します。

また、質の高い教育を提供し、さまざまな教育課題に適切に対応するため、実践的な指導力の向上が求められています。幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視した保育所と小学校の連携を促進するとともに、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進することで、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てます。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	保育・幼児教育の充実	集団生活の中で主体的な遊び・学びができる環境を提供します。また、子ども一人ひとりの発達・個性に合わせた人間形成と、社会で生きるための基礎を育成します。	住民生活課
2	地域と連携した教育環境づくり	地域や社会に開かれた学校づくりを目的として、保護者や地域の方々の意見を伺う機会づくりや、学校や家庭、地域が連携した学校運営を実現するための体制の整備を進めていきます。また、小中学生が地域住民と交流できる機会の創出や、校外学習を通じた郷土愛を育む教育にも取り組みます。	教育委員会
3	安心して教育を受けられる体制の充実	児童・生徒の学校または生活における悩みや不安に対応するために、県の派遣するスクールカウンセラーや学校に配置されている特別支援コーディネーターを通じて、相談による指導や助言を行います。また、家庭や地域における児童養育支援として、相談員による電話や面談での相談も実施します。	教育委員会
4	学力向上に向けた取り組みの実施	町内小中学生の学力向上を目的として、学力調査や少人数授業の実施、小中での一貫した教育に向けた指導、読書習慣の定着に向けた取り組みなどを進めていきます。	教育委員会
5	さまざまな体験学習の機会の提供	町内小中学生を対象に、福祉体験教室や町内企業での体験学習、町内保育所での実習などを実施します。	教育委員会

(3) 青少年健全育成の推進

家庭や学校だけでなく、地域社会も子どもの生活の場として大切な役割を担っています。しかし、少子化等の社会情勢の影響によるテレビゲーム等を中心とした遊び方の変化や、交通事情の変化等によって、子どもたちが地域の人や自然とふれあう機会が減少しています。こうした状況は、子ども自身のゆとりをなくすだけでなく、仲間意識が希薄になることにより、子どもの人格形成にも大きな影響を与えることが考えられます。

家庭、学校、地域社会、そして行政が一体となって子どもを有害情報から守り、健全な育成を推進していきます。また、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、学校や地域と連携したスポーツ活動の推進にも取り組みます。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	地域における青少年健全育成に向けた活動の促進	住民主体の青少年育成に向けた会議の開催や、非行防止のための地域パトロールなどを通じて、青少年の健全な育成に資する地域環境づくりを進めていきます。	教育委員会
2	悪質な情報からの子どもの保護	インターネットや SNS などが発信されている性的に偏った情報や悪質な犯罪行為につながる情報等に子どもが惑わされないよう、インターネットや SNS、携帯電話等の危険性やその対策等についての啓発を行います。	教育委員会
3	スポーツ活動を通じた青少年の健全育成	青少年が心身ともに健やかに成長するために、総合型スポーツクラブなど、スポーツ活動に取り組める環境の充実を図ります。また、スポーツ指導者の育成やスポーツ活動の場の提供などを通じて、スポーツ活動の活性化を図ります。	教育委員会

基本目標3 地域も一緒に子育てを支える仕組みづくり

(1) 地域における子育て支援活動の促進

地域の関係機関や各種活動団体が子育ての情報を共有しながら、効率的・効果的な活動ができるよう、関係機関のネットワーク化をさらに促進するとともに、各種活動団体が活動しやすい環境整備に努めます。さらに、子育て支援にかかる人材の育成とともに、子育てサークル・子育てサロンの活動支援、子どもや子育て家庭の仲間づくりの場の充実を図ります。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	ネットワークの構築	地域の人材や関係団体、行政がチームを組んでさまざまな対応ができるようにネットワークの構築を図ります。	福祉保健課 住民生活課
2	子育てボランティアの養成と支援	子育て経験者や子育て支援に意欲のある方を、子育て支援の人材として養成します。また、子育てボランティアの会が活動できる場の提供やイベントでの支援を行います。	福祉保健課



(2) 地域全体で子どもを支える体制づくり

社会環境の変化を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域や社会が寄り添い、子育てを支援するとともに、子どもに最も近い存在である保護者を支えていく必要があります。

地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てていくことができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

また、若者や高齢者が、子育て支援をはじめとするさまざまな地域活動に積極的に参加することは、地域が一体となった取り組みを進める上で大きな力となり、若い世代が地域活動を通じて子どもとふれあうことは、将来の結婚や子どもを生み育てる意識の醸成を図るためにも重要です。若い世代や高齢者の力を掘り起し、育成し、ボランティアをはじめとしたさまざまな地域活動の活性化を図るとともに、子育てしやすい協働のまちづくりを推進します。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	交流促進に向けた場の提供	地域における交流の促進を目的として、保育所の園庭開放を実施します。また、子育て家庭が気軽に集い、仲間づくりを行うことができるよう、各地域で集うことのできる場の提供を進めていきます。	住民生活課 福祉保健課
2	交流機会の提供を通じた活動の活性化	わたっこ広場など、親子が交流できる広場の内容の充実を図ります。また、わたらいキッズなどの地域住民との交流の機会を提供し、地域とのつながりの強化を進めていきます。	福祉保健課 教育委員会
3	世代間交流の促進	町内各保育所において、民生委員・児童委員の方々と園児及びその保護者との交流を行い、保護者の方々がより相談しやすい環境を整えます。また、地域の高齢者と季節等に応じたレクリエーションによる交流会を実施するとともに、伝承遊びを学ぶ機会をつくれます。	住民生活課

No.	取り組み	内容	担当課
4	地域が主体となっ たまちづくり活動 の推進	誰にとってもすみよいまちとなるよう、社会福祉協議会との連携を通じてボランティア活動を促進するとともに、子どもが地域で活動できるための指導者の育成支援を行います。また、町内美化活動など、地域活動の推進にも取り組みます。	住民生活課 防災環境課
5	ファミリー・サポ ート・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とし、保育所等への送迎や一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業を実施します。	福祉保健課
6	放課後児童クラブ 利用児童に対する 開放	放課後児童クラブを利用する児童に対して、平日の放課後、小学校の体育館を開放します。現時点では3年生までが対象となっていますが、今後、状況に応じて対象学年の拡大を検討していきます。	住民生活課



(3) 地域と連携した、安心安全の環境づくり

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域が一体となった取り組みが重要です。

関係機関・団体、地域住民との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりをさらに推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検、子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知など、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	防災対策の推進	防災マニュアルの作成や防災訓練の実施、自主防災組織の構築支援などを通じて、地域における防災力の向上に取り組みます。また、小中学校での防災計画を通じて、学校での定期的な避難訓練や災害訓練、防災学習を進めていきます。	教育委員会 防災環境課
2	防犯対策の推進	夜間における犯罪への対策として、必要に応じて町内各所に防犯灯の設置を進めていきます。また、ボランティアによる防犯パトロールや子供を守る場所の設置、防犯委員の育成などを通じて、地域での防犯対策の促進にも取り組みます。	教育委員会 防災環境課
3	交通安全対策の推進	町内における交通の安全を確立するため、度会町交通安全協会の運営に取り組みます。また、交通安全に対する意識を向上させるため、街頭での安全指導や交通安全教室の開催など、啓発事業にも取り組みます。	住民生活課 教育委員会 防災環境課
4	子育て世帯にやさしい都市環境づくりの推進	町内各施設において、多目的トイレや授乳施設の設置を推進します。また、新設または改修する公共施設や民間施設について、ユニバーサルデザインに基づいた施設整備を促していきます。加えて、町内での円滑な移動のために、自主運行バスの運行に取り組みます。	住民生活課 教育委員会 建設課 防災環境課

基本目標4 誰ひとり取り残さない支援体制の確立

(1) 配慮を要する子どもへのサポートの充実

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関などとの連携を強化し、ライフステージを一貫して支援する総合的な取り組みの充実を図ります。また、近年は、発達障がいをはじめとして、配慮を必要とする子どもも増えてきていることから、庁内の関係課や関係機関との連携強化や、より多くのサービスの提供事業所の参画を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する住民の理解を深める取り組みを推進します。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	障がいに対する理解の促進	特別支援教育の啓発の推進と、障がいのある児童・生徒に対する正しい認識と理解を促進します。また、障がいのある子どもが地域社会のさまざまな場に参加し、地域社会とともに育つための支援を行います。	住民生活課 福祉保健課 教育委員会
2	障がいのある児童の保育	専門機関の指導を受けながら、個別支援計画を作成し、実施しています。 ※加配保育士等の配置あり	住民生活課
3	相談支援や訪問を通じた早期発見と早期療育	出生後、早期の家庭訪問により、すべての乳児の発育・発達を確認するとともに、健康診査や各種子育て教室等において子どもの発育・発達を確認し、障がいの早期発見・早期療育につながるよう支援します。また、障がいのある子どもとその保護者へ、個別のニーズに応じた相談支援を行います。	住民生活課 福祉保健課
4	子どもの発達支援ネットワーク事業	子どもの発達支援事業（保育所巡回指導、個別支援計画への立案から評価、学校への引き継ぎ会、研修会など）の実施により、個々に応じた一貫した切れ目ない発達支援が提供できる体制を整えます。	住民生活課 福祉保健課 教育委員会
5	外国にゆかりのある児童への支援	外国にゆかりのある児童が、言語や文化的背景を理由として、適切に教育・保育を受けられないということがないよう、関係部署と連携して支援方策を検討します。	住民生活課

(2) 児童虐待防止対策の充実

子どもは生まれながらに、健やかに成長する権利を持っており、あらゆる種類の差別や虐待から守られなければなりません。児童虐待は、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為です。

本町が取り組むさまざまな事業が連携を図り、児童虐待の防止、早期発見、早期対応、未然防止に努めるとともに、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童等対策地域協議会の機能を強化します。

また、児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）等の予防的な取り組みとして、人権教育・啓発を推進し相談支援を行い、人権が尊重されるまちづくりを目指します。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	要保護児童等対策地域協議会	児童虐待防止ネットワークを構築し、児童の保護を目的として協議会（代表、実務者、ケース検討会議）を設置、運営をしています。	住民生活課
2	児童虐待防止のための見守り支援	児童虐待防止にかかる見守り支援を行います。	住民生活課 福祉保健課 教育委員会
3	町人権教育推進協議会	人権啓発の中の「児童の権利」について、町広報紙に掲載します。	教育委員会



(3) 経済的に困窮している世帯への支援の充実

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、子育てにかかる経済的負担の増大が懸念されます。特に、貧困による格差の広がり、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。家庭の経済状況によらず平等に教育や保育が提供され、子どもの成長を適切にサポートしていくことが、社会のあり方としても重要です。子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者並びに子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実させます。

★主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	ひとり親家庭の経済的負担軽減	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当の給付及びひとり親医療費助成を実施します。	住民生活課
2	各種手当・助成の実施	子育て世帯の経済的負担を軽減するために、児童手当の給付や子ども医療費助成の実施などを行います。	住民生活課
3	就学援助制度	児童・生徒が小中学校へ就学するにあたり、経済的な理由により、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費などの費用にお困りの家庭に対して、費用の一部を町が援助する制度です。	教育委員会

第5章 第2期計画期間における事業量と確保策

1. 教育・保育の提供区域の設定

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2. 量の見込みの算出方法

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下「国の手引き」という。）に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果をもとに実績値を踏まえて算出しました。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、年度毎に確保見込みの内容及び実施時期を設定しています。

3. 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みと提供体制の確保方策、実施時期

事業概要

幼稚園は、教育施設として子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うことができるように、幼児期の教育にふさわしい環境を整えるとともに、子どもの発達に応じた適切な指導を通して、質の高い教育を提供していきます。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

量の見込みと確保方策

1号認定（主に幼稚園の利用希望）については、町内に提供体制がないため近隣他市町での利用が見込まれますが、保育ニーズの状況を踏まえて認定こども園の整備を検討します。また、3号認定（0歳）については、ニーズ量と実際の利用状況に差がみられることから、育休取得者等を考慮するため、国から示された値により調整を行った量の見込みを設定します。

町内の保育所による、質の高い教育・保育サービスを提供します。

①教育に関する量の見込み

(単位：人／年)

1号認定 (3～5歳)			平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	計画値	①量の見込み		3	3	3	3	3
②確保方策		町内		0	0	0	0	0
		町外		3	3	3	3	3
差(②-①)				0	0	0	0	0
2号認定 (3～5歳)			平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	計画値	①量の見込み	0	0	0	0	0	0
		②確保方策			0	0	0	0
差(②-①)				0	0	0	0	

②保育に関する量の見込み

(単位：人／年)

2号認定 (3～5歳)			平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	計画値	①量の見込み		157	178	164	152	140
②確保方策				178	164	152	140	148
差(②-①)				0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)			平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	計画値	①量の見込み		2	6	6	6	6
②確保方策				6	6	6	6	6
差(②-①)				0	0	0	0	0
3号認定 (1・2歳)			平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	計画値	①量の見込み		72	56	61	62	60
②確保方策				56	61	62	60	58
差(②-①)				0	0	0	0	0

参考：保育利用率

(単位：人／年、%)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①0-2歳児童数	135	142	142	138	133
②3号の量の見込み	62	67	68	66	64
保育利用率(②/①)	45.9%	47.2%	47.9%	47.8%	48.1%

※保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間以外の時間に、保育所において保育を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

延長保育事業については、これまでの利用実績と子どもの将来人口の予測より、微減傾向で推移する見込みを設定します。

令和元年度現在、町内保育所全園で実施しており、ニーズに対応できる体制は十分に確保されています。今後も需要に対して供給可能な体制を維持していきます。

(単位：人／年)

延長保育事業		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画値	①量の見込み	33	37	36	35	33	33
	②確保方策		37	36	35	33	33
差 (②-①)			0	0	0	0	0



(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

放課後児童クラブについては、低学年、高学年ともに実際の利用状況より大きな数値になっているため、実績を踏まえた量の見込みを設定します。

町内1か所で実施し、量の見込みを確保します。

高学年の受け入れについては、令和元年度時点では低学年のみの提供となっています。しかし、高学年での利用ニーズも伺えるため、第2期計画では計画期間中に全学年の受け入れが可能となるよう整備を進めていきます。

(単位：人／年)

放課後児童クラブ		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画 値	1年生	28	23	25	27	29	19
	2年生	28	26	27	29	31	33
	3年生	22	31	21	21	24	25
	4年生	0	0	20	10	10	10
	5年生	0	0	0	5	6	6
	6年生	0	0	0	0	3	3
	①量の見込み (全学年合計)	78	80	93	92	103	96
	②確保方策		80	93	92	103	96
差(②-①)			0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所して、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

量の見込みと確保方策

本町では「天理教三重互助園」（児童養護施設）、「明照浄済会」（母子生活支援施設）の2施設で子育て短期支援事業を実施しており、主な対象者は就園・就学児、高校生（18歳未満）となっています。利用実績は少ないものの、緊急時に対応できる施設として引き続き事業を実施します。

（単位：人日／年）

子育て短期支援事業		平成30年度 （実績）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画値	①量の見込み	10	10	9	9	9	9
	②確保方策		10	9	9	9	9
差（②－①）			0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

量の見込みと確保方策

度会町子育て支援センターにおいて引き続き実施し、量の見込みを確保します。ニーズは十分に確保されており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

(単位：人日/月)

地域子育て支援拠点事業		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画値	①量の見込み	91	132	139	139	135	130
	②確保方策		132	139	139	135	130
	(か所数)	1	1	1	1	1	1
差 (②-①)			0	0	0	0	0



(5) 一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込みと確保方策

一時預かりについては、町内に対応できる体制が整備されていないため、第1期計画期間中の利用実績はありません。現状として、保育所への入所を希望する子どもはほとんど入所できていますが、家庭における保育が一時的に困難になった場合には、親族や知り合いに預ける、またはファミリー・サポート・センターを利用するといった形で対応しています。

ニーズの大きな事業であるため、町内の保育所における一時預かり事業の方向性を検討し、計画期間中での提供体制確保を目指します。

(単位：人日/年)

一時預かり事業		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画値	①量の見込み	0	275	266	258	245	245
	②確保方策		0	0	0	0	245
差(②-①)			-275	-266	-258	-245	0



(6) 病児保育事業

事業概要

病気中で集団保育が困難な児童等を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

量の見込みと確保方策

病児保育事業については、第1期計画期間中の利用実績をもとに量の見込みを設定します。

病児保育事業は、伊勢市と連携しながら提供しています。今後利用希望があった場合でも、ニーズは十分に確保されており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

(単位：人日／年)

病児保育事業		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画値	①量の見込み	1	4	4	4	4	4
	②確保方策		4	4	4	4	4
差(②-①)			0	0	0	0	0



(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要

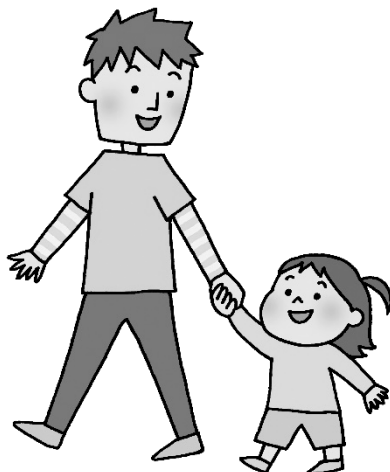
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みと確保方策

量の見込みは第1期計画期間中の実績に基づいて設定しています。現在は、近隣の5町が連携してファミリー・サポート・センター事業を実施しており、今後は、事業についての周知を継続し、サポートを必要とする家庭へ提供していきます。

(単位：人日／年)

ファミリー・サポート・センター事業		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画値	①量の見込み	0	4	4	4	4	4
	②確保方策		4	4	4	4	4
差(②-①)			0	0	0	0	0



(8) 利用者支援事業

事業概要

子どもや保護者が、保育所での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

福祉に関わる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

量の見込みと確保方策

利用者支援事業については、子育てに関する相談により柔軟に対応できるよう、役場窓口を総合相談窓口として、機能や体制を強化しながら、提供区域を踏まえて、計画期間を通じて1か所を確保します。

(単位：か所／年)

利用者支援事業		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画値	①量の見込み	0	1	1	1	1	1
	②確保方策		1	1	1	1	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みと確保方策

該当年度の0歳児人口を量の見込みとして設定します。

生後4か月までの赤ちゃんに対し、保健師が訪問し育児相談等を行い、育児に対する不安の解消に努めます。

(単位：人／年)

乳児家庭 全戸訪問事業		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画値	①量の見込み	45	47	46	44	43	41
	②確保方策		47	46	44	43	41



(10) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みと確保方策

養育支援訪問事業については平成30年度より実施しており、利用件数は1件（延べ訪問件数：9件）となっています。今後も同様の利用傾向が続くと予想されるため、第2期計画期間中は毎年度2件（延べ訪問件数：10件）として見込みを設定しています。

現時点でニーズに対応できる体制は十分に確保されているため、今後も需要に対して供給可能な体制を維持していきます。

(単位：人／年)

養育支援訪問事業		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画 値	①量の見込み	1	2	2	2	2	2
	②確保方策		2	2	2	2	2

(11) 妊婦健診

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

該当年度の翌年度の0歳児人口をもとに算出した量の見込みを設定します。

妊婦健康診査にかかる費用の14回分を上限に助成することにより、必要な健診を受診できるようにします。

(単位：人／年)

妊婦健診		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画値	①量の見込み	64	70	68	65	64	61
	②確保方策		70	68	65	64	61

※検診は複数回実施するため、乳児家庭全戸訪問事業と計画値は異なります。



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成し、町が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業です。

量の見込みと確保方策

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、認定こども園、小規模保育所等の設置または運営を促進するための事業です。

量の見込みと確保方策

国が定める「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

計画の基本理念である「まちのみんなで見守り育てる 子どもたちが輝くまち わたらい」を目指すためには、住民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

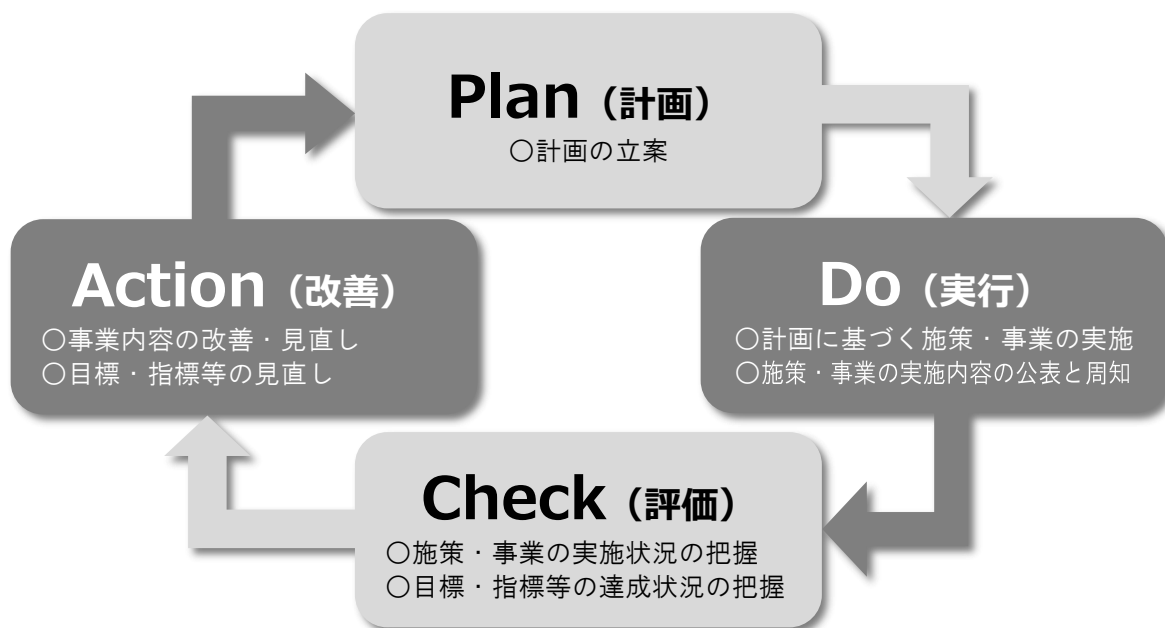
また、子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、自治会等の地域組織や関係機関と連携を図り、協働による子育て支援に努めます。

さらに、国や県とも連携して、施策を推進します。

2. 計画の進捗管理

本計画（Plan）の所期の達成を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「度会町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や団体などから得て、その後の取り組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。



3. 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえた推進方策

(1) 認定こども園の普及について

現在本町に認定こども園はありませんが、今後の人口減少に伴い、保育所の統廃合について検討が必要となる場合には、利用者のニーズも踏まえながら、認定こども園としての整備についても視野に入れて協議を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、町内各園を対象とした研修等を定期的で開催し、教育・保育の質の向上に重点的に取り組めます。

また、関係機関、関係団体などとの連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 保小中連携の取り組みの推進について

本町においては、就学前から小学校、小学校から中学校への円滑な接続を目的として、「発達支援ネットワーク会議」を設置しています。小学校の先生が保育所の年長クラスで体験学習を実施するほか、保育士との情報共有を行うことで、保育所からの円滑な就学ができるよう取り組みを進めています。また、小学校から中学校への進学の際も、教員間での情報共有を通じて円滑な接続に取り組んでいます。

今後も本事業を継続して実施し、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう取り組みます。

(4) 施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等の利用給付の実施にあたっては、公正かつ適切な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

(5) 三重県との連携について

地域のニーズに応じた子育て施策を推進していくため、各種事業の推進をはじめ、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や講師について、常に県からの情報把握に努めるとともに、必要に応じて連携を行います。

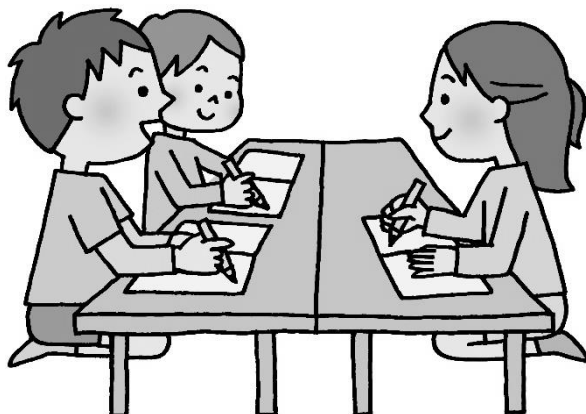
4. 「新・放課後子ども総合プラン」の推進について

「新・放課後子ども総合プラン」とは、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破することを目的として、厚生労働省と文部科学省の連携の下、平成26年に策定された「放課後子ども総合プラン」より、放課後児童クラブの待機児童解消や、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な提供などの新しい視点を盛り込んだ計画であり、市町村においてもその推進に向けた取り組みの実施が求められています。

「新・放課後子ども総合プラン」の推進にあたり、本町では、令和元年度時点では、第2期計画期間中の放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な提供に向けた体制構築に向けて、子育てに関連する部署と教育委員会を中心として検討を進めている段階です。

実際に実施する際には、安全面も考慮した上で利用可能な場所を確保し、小学校との連携を通じて、特別な配慮を必要とする児童へのサポートのあり方についても検討できる体制の構築を目指します。また、利用者のライフスタイルに適した運営のあり方についても適宜検討を行います。

放課後児童クラブが、単に子どもを放課後に預かるだけでなく、社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るという役割があるということを認識し、町のホームページや広報紙を活用し、放課後児童クラブの内容に関する周知を行いながら、利用の促進を図っていくものとして検討を進めていきます。



資料編

1. 用語解説

あ行

◆育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業のほかに、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

◆一時預かり事業

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業。

◆延長保育事業（時間外保育事業）

就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため保育所の開設時間を延長し保育する事業。

か行

◆教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、児童福祉法に規定する保育所をいう。

◆子育てサロン

子育て中の親同士がふれあい、仲間づくりを行う中で、子育てを楽しみ、子育ての悩みを相談しあうとともに、子ども同士がふれあう場所をつくることを目的としている。

◆子育て支援センター

子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施、子育てグループの育成・支援など、地域の子育て家庭への支援を行う。

◆子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が困難となったときに、一時的に施設で保護をする。

◆子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する、子ども及び子どもの保護者に対する支援。

◆子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ行

◆次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成26年度末までの時限法として平成17年4月1日から施行されたが、引き続き、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させる必要があることから、平成26年に法改正により10年延長された。

◆児童

法律により定義が異なり、学校教育法では満6～12歳までを学齢児童、児童福祉法では、満18歳未満を児童と定義する。なお、本文中では、法的、専門的な記述については「児童」、その他については「子ども」という表現を用いている。

◆児童館

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

◆児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

◆少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題となっている。

た行

◆男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

◆地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

な行

◆認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないに関わらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士がともに育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

は行

◆パブリックコメント

市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、市民誰もが意見を述べる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続き。

◆病児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

◆ファミリー・サポート・センター事業

「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。

◆放課後子供教室

小学校施設等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業。

◆放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。

ら行

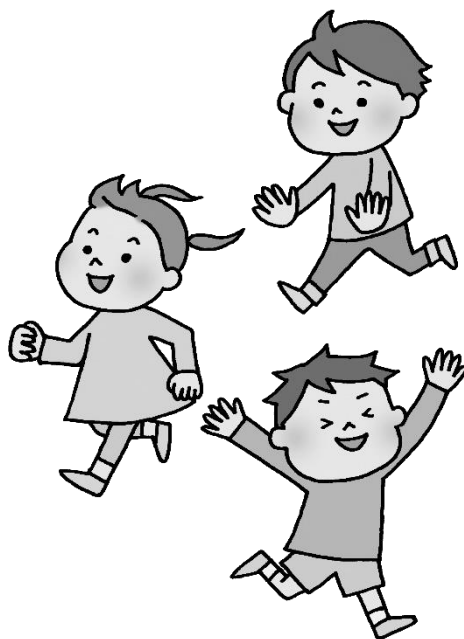
◆療育

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮のもとで育成されること。

わ行

◆ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。



2. 度会町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、度会町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、住民生活課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 町は、委員及び補欠の委員に対し、度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第33号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

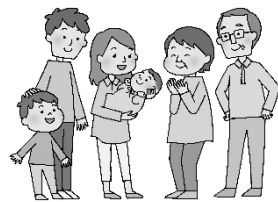
この条例は、公布の日から施行する。

3. 度会町子ども子育て会議委員名簿

氏名	役職名	備考
若宮 淳也	町議会総務住民常任委員会	～R1.7.10
大西 徹		R1.7.11～
南 直貴	度会小学校 校長	
山川 中	学識経験者	会長
大野 直美	わたらい子育てボランティアの会	
西川 眞由美	主任民生児童委員	
伊藤 健	三重県立特別支援学校玉城わかば学園	
中村 真也	度会中学校 校長	
東浦 雅子	度会町養護部会代表（度会小学校）	
中村 正樹	度会町社会福祉協議会 局長	副会長
作野 和幸	教育委員会事務局長	～H31.3.31
中川 美知彦		H31.4.1～
中井 宏明	まちづくり推進課長	～H31.3.31
山下 喜市		H31.4.1～
安井 三智子	度会町保育所長代表	～H31.3.31
小林 なつみ		H31.4.1～
小林 なつみ	子育て支援センター長	～H31.3.31
岡田 美和		H31.4.1～
山下 弓子	町保健師	

4. 策定経過

実施日	内容
平成 31 年 2 月 5 日 (火)	○平成 30 年度 第 1 回度会町子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ 新任委員の委嘱 ・ 次期計画策定のためのニーズ調査について
平成 31 年 3 月 4 日 (月) ～平成 31 年 3 月 22 日 (金)	○ニーズ調査の実施
令和元年 6 月 17 日 (月)	○令和元年度 第 1 回度会町子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ ニーズ調査結果の報告 ・ 今後の策定スケジュールについて
令和元年 10 月 1 日 (火)	○令和元年度 第 2 回度会町子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ 第 2 期計画の骨子案の報告と検討
令和 2 年 1 月 28 日 (火)	○令和元年度 第 3 回度会町子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ 第 2 期計画の素案の報告と検討
令和 2 年 2 月 5 日 (水) ～令和 2 年 2 月 19 日 (水)	○パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 25 日 (火)	○令和元年度 第 4 回度会町子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・ パブリックコメントの報告 ・ 計画の承認



第2期度会町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2年3月

発行：度会町 住民生活課

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1

TEL：0596-62-2413 FAX：0596-62-1647